



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則	健康局環境衛生課	1
規則	神戸市会計規則の一部を改正する規則	環境局施設課	6
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(南下自治会ほか)	地域協働局地域活性課	8
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道大池33号線、山田大池2号線)	建設局道路管理課	9
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道住吉南町13号線)	建設局道路管理課	10
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道本山村合併5号線)	建設局道路管理課	11
告示	指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関について(昭和39年3月告示第137号)の一部を改正する告示	会計室会計課	12
告示	地方公営企業法の財務規定等を適用する事業に関する出納取扱金融機関等について(昭和39年3月告示第138号)の一部を改正する告示	会計室会計課	13
公告	建築基準法による建築協定の認可及びその縦覧(桜の杜・桜の杜Ⅱ～Ⅳ建築協定建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	14
公告	開発行為に関する工事の完了(北区道場町ほか)	都市局都市計画課	15
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程	水道局配水課	17
交通局	本市乗合自動車及び他乗合自動車と本市高速鉄道及び他鉄道との連絡系統又は経路及び連絡駅の一部を改正する告示	交通局営業推進課	19
市会事務局	神戸市会の個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則	市会事務局政策調査課	24

神戸市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月28日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第32号

神戸市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

神戸市狂犬病予防法施行細則（昭和34年7月規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下「法」という。）の施行については、狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号。以下「<u>政令</u>」という。）及び狂犬病予防法施行規則（昭和25年厚生省令第52号。以下「<u>省令</u>」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(登録の申請書)</p> <p>第2条 <u>省令</u>第3条の申請書は、様式</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下「法」という。）の施行については、狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号。以下「<u>令</u>」という。）及び狂犬病予防法施行規則（昭和25年厚生省令第52号。以下「<u>施行規則</u>」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(登録の申請書)</p> <p>第2条 <u>施行規則</u>第3条の申請書は、</p>

第1号による犬の登録等申請書とし、犬の所在地を管轄する保健所長に提出しなければならない。

(市長が別に定める鑑札の様式)

第2条の2 省令第5条第1項ただし書の規定により市長が定める鑑札は、様式第1号の2とする。

(鑑札の再交付の申請)

第3条 省令第6条第1項の規定により鑑札の再交付を申請しようとする者は、犬の登録等申請書を犬の所在地を管轄する保健所長に提出しなければならない。

(犬の死亡等の届出)

第4条 省令第8条第1項及び第9条の届出書は、様式第2号による届出書とし、犬の所在地(犬の所在地を変更したときにあつては、その犬の新所在地)を管轄する保健所長に提出しなければならない。

(市長が別に定める注射済票の様式)

第5条の2 省令第12条第3項ただし書の規定により市長が定める注射済票は、様式第3号の2とする。

(注射済票の再交付の申請)

第6条 省令第13条第1項の規定により注射済票の再交付を申請しよう

様式第1号による犬の登録等申請書とし、犬の所在地を管轄する保健所長に提出しなければならない。

(市長が別に定める鑑札の様式)

第2条の2 施行規則第5条第1項ただし書の規定により市長が定める鑑札は、様式第1号の2とする。

(鑑札の再交付の申請)

第3条 施行規則第6条第1項の規定により鑑札の再交付を申請しようとする者は、犬の登録等申請書を犬の所在地を管轄する保健所長に提出しなければならない。

(犬の死亡等の届出)

第4条 施行規則第8条第1項及び第9条の届出書は、様式第2号による届出書とし、犬の所在地(犬の所在地を変更したときにあつては、その犬の新所在地)を管轄する保健所長に提出しなければならない。

(市長が別に定める注射済票の様式)

第5条の2 施行規則第12条第3項ただし書の規定により市長が定める注射済票は、様式第3号の2とする。

(注射済票の再交付の申請)

第6条 施行規則第13条第1項の規定により注射済票の再交付を申請しよ

する者は、犬の登録等申請書を犬の所在地を管轄する保健所長に提出しなければならない。

(狂犬病予防技術員の証)

第7条 省令第14条に規定する狂犬病予防技術員は、犬の捕獲に従事するときは、同条に規定する証票のほかに様式第4号による狂犬病予防技術員の証を携帯し、関係人の求めによりこれを提示しなければならない。

(評価人)

第8条 政令第5条に規定する評価人(以下単に「評価人」という。)は、犬に関して知識のある者のうちから毎年4月1日に市長が委嘱するほか、市職員をもって充てる。

2 [略]

第12条 削除

うとする者は、犬の登録等申請書を犬の所在地を管轄する保健所長に提出しなければならない。

(狂犬病予防技術員の証)

第7条 施行規則第14条に規定する狂犬病予防技術員は、犬の捕獲に従事するときは、同条に規定する証票のほかに様式第4号による狂犬病予防技術員の証を携帯し、関係人の求めによりこれを提示しなければならない。

(評価人)

第8条 令第5条に規定する評価人(以下単に「評価人」という。)は、犬に関して知識のある者のうちから毎年4月1日に市長が委嘱するほか、市職員をもって充てる。

2 [略]

(犬の展覧会等の開催)

第12条 犬の展覧会、競技会等を主催しようとする者は、開催の日の10日前までに様式第8号による犬の展覧会等開催届を開催地を管轄する保健所長に提出しなければならない。

様式第1号中「神戸市

保健所長様」を「神戸市保健所長 宛」に改

める。
様式第2号中「神戸市

保健所長様」を「神戸市保健所長 宛」に改

める。

様式第3号中「神戸市 保健所長 様」を「神戸市保健所長 宛」に改める。

様式第3号の2備考中「4 注射済票の表面の文字の色は、白色とする。」を削り、「5 注射済票の裏面の円形で囲まれた部分、ハート型で囲まれた部分及びKobeの文字の部分の色は、次の表の左欄に掲げる注射済票の背景の色の区分に応じ、同表の右欄に定める色とする。」を「4 注射済票の裏面の円形で囲まれた部分、ハート型で囲まれた部分及びKobeの文字の部分の色は、次の表の左欄に掲げる注射済票の背景の色の区分に応じ、同表の右欄に定める色とする。」に改める。

様式第5号中「狂犬病予防員 様」を「狂犬病予防員 宛」に改める。

様式第6号中「代表者 神戸市長 様」を「代表者 神戸市長 宛」に、「氏名（法人にあっては、その名称）」

⑩ を

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 」

「氏名（法人にあっては、その名称）」

に

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 」

改める。

様式第7号中「神戸市 保健所長 様」を「神戸市保健所長 宛」に改める。

様式第8号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、様式第3号の2の改正規定は、同年3月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の神戸市狂犬病予防法施行細則様式第6号による用紙は、当分の間、なお使用することができる。

（規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部改正）

3 神戸市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則（令和3年3月規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
規則名	条項又は様式番号	規則名	条項又は様式番号
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市墓地、埋葬等に関する法律施行細則（昭和31年11月規則第99号）	[略]	神戸市墓地、埋葬等に関する法律施行細則（昭和31年11月規則第99号）	[略]
[略]	[略]	神戸市狂犬病予防法施行細則（昭和34年7月規則第35号）	様式第6号
[略]	[略]	[略]	[略]

神戸市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月11日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第34号

神戸市会計規則の一部を改正する規則

神戸市会計規則（昭和39年3月規則第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(繰替払)</p> <p>第52条 次の各号に掲げる経費の支払については、指定金融機関等にその収納に係る当該各号に掲げる現金を繰り替えて使用させることができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 一般送配電事業託送供給等約款</u> <u>料金算定規則（平成28年経済産業省令第22号）第1条第2項第3号</u> <u>に規定する発電側託送供給料金及</u> <u>びこれに付随する経費 当該発電</u> <u>電力の売却により納付される収入</u></p>	<p style="text-align: center;">(繰替払)</p> <p>第52条 次の各号に掲げる経費の支払については、指定金融機関等にその収納に係る当該各号に掲げる現金を繰り替えて使用させることができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>

金	
---	--

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

令和7年3月11日 神戸市公報第3901号

神戸市告示第575号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、南下自治会、常本自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月11日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

名称	南下自治会	常本自治会
主たる事務所	神戸市西区神出町南197番地の1	神戸市西区平野町常本260番地の1
代表者の氏名	谷端 行夫	戸田 喜悦
代表者の住所	神戸市西区神出町南356番地	神戸市西区平野町常本279番地の5

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 南下自治会 令和7年1月12日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	宮谷 喜彦	谷端 行夫
代表者の住所	神戸市西区神出町南486番地の2	神戸市西区神出町南356番地

(2) 常本自治会 令和7年1月12日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	橋本 直行	戸田 喜悦
代表者の住所	神戸市西区平野町常本483番地の1	神戸市西区平野町常本279番地の5

令和7年3月11日 神戸市公報第3901号

神戸市告示第576号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和7年3月12日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年3月25日まで一般の縦覧に供する。

令和7年3月11日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	大池33号線	神戸市北区西大池1丁目 3394番20地先から	新	41.80	最大 5.30 最小 5.00
		神戸市北区東大池1丁目 4249番1地先まで	旧	41.80	最大 4.50 最小 4.30
市道	山田大池2号線	神戸市北区東大池1丁目 3403番3地先から	新	50.90	最大 5.20 最小 5.20
		神戸市北区西大池1丁目 3394番20地先まで	旧	50.90	最大 4.40 最小 4.40

神戸市告示第577号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和7年3月12日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年3月25日まで一般の縦覧に供する。

令和7年3月11日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	住吉南町13号線	神戸市東灘区住吉南町1丁目924番1地先から 神戸市東灘区住吉南町1丁目924番1地先まで	新	3.00	最大 6.00 最小 6.00
			旧	3.00	最大 6.00 最小 6.00

神戸市告示第578号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和7年3月12日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年3月25日まで一般の縦覧に供する。

令和7年3月11日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	本山村合併 5号線	神戸市東灘区森北町1丁目 10番1地先から	新	14.70	最大 4.00 最小 4.00
		神戸市東灘区森北町1丁目 10番1地先まで	旧	14.70	最大 3.50 最小 3.40

神戸市告示第579号

指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関について（昭和39年3月告示第137号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月11日

神戸市長 久 元 喜 造

第3項に次の1号を加える。

- (8) 次に掲げる金融機関の本店及び各支店（ただし、口座振替の方法による公金の
収納に限る）

楽天銀行株式会社

神戸市告示第580号

地方公営企業法の財務規定等を適用する事業に関する出納取扱金融機関等について
(昭和39年3月告示第138号)の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月11日

神戸市長 久元喜造

- (8) 次に掲げる金融機関の本店及び各支店(ただし、口座振替の方法による公金の
収納に限る)

楽天銀行株式会社

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により次の建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公告します。

この建築協定に係わる建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、一般の縦覧に供します。

令和7年3月11日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 建築協定の名称
桜の杜・桜の杜Ⅱ～Ⅳ建築協定
- 2 建築協定区域の位置
神戸市須磨区桜の杜1丁目741番14 他

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和7年3月11日

神戸市長 久 元 喜 造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市北区道場町道場字西中ノ町18番1、18番2、19番1、19番2、日下部字段ノ上672番3、672番4

開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県西宮市山口町下山口958番地

株式会社トーホー

代表取締役 木本 知央

許可番号

令和5年10月13日 第8148号

（変更許可 令和6年12月26日 第2185号）

（変更許可 令和7年2月18日 第2197号）

2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市東灘区住吉東町2丁目1485番3、1485番8、1485番9、1485番10、1485番11、1485番12、1876番70、1876番333、1876番334

開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県尼崎市武庫之荘2丁目21番16号

株式会社アプローズ不動産販売

代表取締役 横山 広幸

許可番号

令和5年3月9日 第8108号

（変更許可 令和6年4月12日 第2115号）

（変更許可 令和7年2月25日 第2202号）

3 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市垂水区西舞子3丁目797番、2194番2、2197番1、797番地先水路の一部、798番の一部、2193番の一部、2194番1の一部

開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県明石市二見町西二見16番地の1

株式会社兵庫ハウジングサービス

代表取締役 淵脇 州平

許可番号

令和6年4月22日 第8176号

(変更許可 令和6年11月14日 第2170号)

神戸市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月11日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

神戸市水道管理規程第12号

神戸市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（主任技術者の選任等）</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定工事業者は、主任技術者の選任を行う場合において、<u>選任しようとする者が同時に二以上の事業所の主任技術者を兼ねることとなる</u>ときには、<u>当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって支障がないことを確認しなければならない。</u></p>	<p style="text-align: center;">（主任技術者の選任等）</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定工事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、<u>一の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。</u>ただし、<u>一の事業所の主任技術者が当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りではない。</u></p>

4 [略]

4 [略]

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

本市乗合自動車及び他乗合自動車と本市高速鉄道及び他鉄道との連絡系統又は経路及び連絡駅の一部を改正したので、次のとおり告示する。

令和7年3月11日

交通事業管理者 城南雅一

神戸市交通告示第5号

本市乗合自動車及び他乗合自動車と本市高速鉄道及び他鉄道との連絡系統又は経路及び連絡駅の一部を改正する告示

本市乗合自動車及び他乗合自動車と本市高速鉄道及び他鉄道との連絡系統又は経路及び連絡駅について（平成14年6月28日神交告示第1号）の一部を次のとおり改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(1) 普通券及び回数券を発売する場合

鉄道	接続駅	鉄道
本市高速 鉄道	谷上	神戸電鉄有馬線のうち鈴蘭台から有馬温泉、及び 三田線・ <u>公園都市線</u> 全線

(2) 定期券を発売する場合

鉄道	接続駅	鉄道
本市高速	三宮（※）	阪急電鉄全線（ <u>注1</u> ）
鉄道（谷	三宮（※）	阪神電鉄全線（ <u>注1</u> ）
上駅を除	三宮（※）	神戸新交通ポートアイランド線全線
く）	板宿	山陽電鉄全線
	湊川公園	神戸電鉄全線（ <u>注1</u> ）
本市高速 鉄道	谷上	神戸電鉄全線（湊川、長田、丸山、鶴越除く） （ <u>注1</u> ）
本市高速 鉄道	三宮 （※）、 <u>ハーバーラ ンド、新長 田</u>	<u>西日本旅客鉄道東海道本線のうち京都から神戸、 山陽本線のうち神戸から姫路及び兵庫から和田岬</u> （ <u>注2</u> ）

※三宮に三宮・花時計前を含む。

（注1） 神戸高速線を除く

（注2） 神戸市交通局では発売しない

4 他乗合自動車と本市高速鉄道とが連絡し、定期券を発売する場合

鉄道	接続駅	他乗合自動車		
			主な経由地	着地（発地）
本市高速	大倉山	阪急バス	平野	鈴蘭台

鉄道	湊川公園	阪急バス	平野	鈴蘭台
			ひよどり台	西鈴蘭台駅前
	名谷	神姫バス	太山寺小学校前	明石駅前
			学園都市	神姫バス
	伊川谷	神姫バス	伊川谷連絡所	南別府車庫
			生田	明石駅前
			伊川谷高校	明石駅前
			太山寺小学校前	名谷駅前
			太山寺小学校前	学園都市駅前
	西神南	神姫バス	北別府5丁目、高津橋	明石駅
			北別府5丁目	明石駅
	西神中央	神姫バス	王塚団地、芝崎	西明石駅前
			芝崎	明石駅前
			田井東口	三木
			高和	緑が丘駅
			高和	押部谷
			田井東口	大久保駅前
			櫛谷出張所前	明石駅前
			福谷	寺谷
			狩場台5丁目	神戸ワイナリー
			向井	明石駅前
				神姫バス 神姫ゾーンバス
	ハーバーランド	阪急バス	平野	鈴蘭台
ひよどり台			西鈴蘭台駅前	

改正前

(1) 普通券及び回数券を発売する場合

鉄道	接続駅	鉄道
本市高速 鉄道	谷上	神戸電鉄有馬線のうち鈴蘭台から有馬温泉、及び三田線・ <u>フラワータウン線</u> 全線

(2) 定期券を発売する場合

鉄道	接続駅	鉄道
本市高速	三宮（※）	阪急電鉄全線（注）
鉄道（谷上駅を除く）	三宮（※）	阪神電鉄全線（注）
	三宮（※）	神戸新交通ポートアイランド線全線
	板宿	山陽電鉄全線
	湊川公園	神戸電鉄全線（注）
本市高速 鉄道	谷上	神戸電鉄全線（湊川、長田、丸山、鶴越除く） （注）

※三宮に三宮・花時計前を含む。

（注） 神戸高速線を除く

4 他乗合自動車と本市高速鉄道とが連絡し、定期券を発売する場合

鉄道	接続駅	他乗合自動車		
			主な経由地	着地（発地）
本市高速 鉄道	大倉山	阪急バス	平野	鈴蘭台
	湊川公園	阪急バス	平野	鈴蘭台
			ひよどり台	西鈴蘭台駅前
	名谷	神姫バス	太山寺小学校前	明石駅前
	学園都市	神姫バス	神戸学院大学	明石駅前
	伊川谷	神姫バス	伊川谷連絡所	南別府車庫

			生田	明石駅前
			伊川谷高校	明石駅前
			太山寺小学校前	名谷駅前
			太山寺小学校前	学園都市駅前
西神南	神姫バス		北別府5丁目、高津橋	明石駅
			北別府5丁目	明石駅
西神中央	神姫バス		王塚団地、芝崎	西明石駅前
			芝崎	明石駅前
			田井東口	三木
			高和	緑が丘駅
			高和	押部谷
			田井東口	大久保駅前
			櫛谷連絡所前	明石駅前
			福谷	寺谷
			狩場台5丁目	神戸ワイナリー
			向井	明石駅前
	神姫バス 神姫ゾーンバス		桜が丘中町5丁目	押部谷（栄）
ハーバーランド	阪急バス		平野	鈴蘭台
			ひよどり台	西鈴蘭台駅前

附 則

この改正は、令和7年3月15日から施行する。

神戸市会の個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月11日

神戸市会議長 坊 恭 寿

神戸市会規則第2号

神戸市会の個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市会の個人情報の保護に関する条例施行規則（令和5年3月市会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（個人識別符号）</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する<u>加入者等記号・番号等</u></p> <p>(7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項</p>	<p>（個人識別符号）</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する<u>保険者番号及び加入者等記号・番号</u></p> <p>(7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項</p>

に規定する組合員等記号・番号等

(8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する被保険者記号・番号等

(9) [略]

(10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号又は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号

(11) 地方公務員など共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する組合員等記号・番号等

(12)、(13) [略]

(14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する被保険者番号等

(15)～(17) [略]

（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第5条 [略]

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態

に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

(8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号

(9) [略]

(10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号

(11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

(12)、(13) [略]

(14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号

(15)～(17) [略]

（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第5条 [略]

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態

の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1)～(5) [略]

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第8条 [略]

2～7 [略]

8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。)

ア、イ [略]

(2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

9 [略]

の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

(1)～(5) [略]

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第8条 [略]

2～7 [略]

8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。)

ア、イ [略]

(2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

9 [略]

(開示請求等における本人確認手続等)

第9条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

- (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書(以下この条において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者(以下この条において「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人

(開示請求等における本人確認手続等)

第9条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

- (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書(以下この条において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者(以下この条において「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、

<p>であることを確認するに足りるもの</p> <p>(2) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(開示決定の際に通知すべき事項)</p> <p>第10条 [略]</p>	<p>当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>(2) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(開示決定等の通知)</p> <p>第10条 [略]</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条第10号の改正規定は、令和7年3月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の神戸市会の個人情報の保護に関する条例施行規則の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の神戸市会の個人情報の保護に関する条例施行規則の規定に基づいて提出された書類とみなす。